



高齢福祉に関する計画へ ご意見・ご提案をお寄せください

あんしんすこやかセンターイメージキャラクター
あんすこ君

住み慣れた地域で
支えあい、
自分らしく安心して
暮らし続けられる
地域社会の実現

問1 高齢福祉課
☎03-5432-27682 介護予防・地域支援課
☎03-5432-2954

FAX いずれも本号4面参照

世田谷区の人口は93万人を超え、7月時点で65歳以上の高齢化率は約20.77%となりました。就労や地域活動などを通じて社会を「支える側」として活躍される方も増えてきている一方で、軽度の方まで含めると5万人を超える認知症高齢者の方がいるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、高齢福祉に関する大切な2つの計画、「第10期高齢・介護計画(素案)」「第3期認知症とともに生きる希望計画(素案)」をとりまとめました。

皆さんからの幅広いご意見をお待ちしています。

世田谷区長
のぶと
保坂展人

世田谷区ではこれまで、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢化の進展を踏まえつつ、高齢者の知識や経験、主体性を尊重しながら、住民同士の支えあいや区民、地域活動団体、事業者との「参加と協働」のもと「地域包括ケアシステム」の推進により、健康寿命の延伸、参加と活動の促進、介護・福祉サービスの確保に取り組んできました。

また、国に先駆けて、「認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を目指して、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を策定し、認知症施策を総合的に進めています。

これらの計画を新たに策定するにあたり、計画素案についてパブリックコメントを実施します。より良い計画とするため、ぜひ、皆さんの幅広いご意見・ご提案をお寄せください。

計画の位置付け

1 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(高齢・介護計画)

策定根拠/老人福祉法、介護保険法 計画期間/3年間

2 世田谷区認知症とともに生きる希望計画

策定根拠/共生社会の実現を推進するための認知症基本法
世田谷区認知症とともに生きる希望条例

計画期間/3年間

第10期 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

この計画は、区の高齢者福祉施策や介護保険事業の基本的事項や施策目標等を定める行動計画です。区を取り巻く状況の変化等を踏まえ、3年ごとに策定します。今回の計画期間は令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)です。
また、この計画は介護施設等整備計画を内包しています。

基本理念

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

計画策定の背景

① 区の人口推計

今後、令和22年(2040年)に向けて、区の高齢者人口は約5万2000人の増加が見込まれます。65～74歳(前期高齢者)が約4万4000人と大半を占める一方で、85歳以上も約6000人増加する見通しです。また、64歳以下の人口は一貫して減少していくと推計されています。

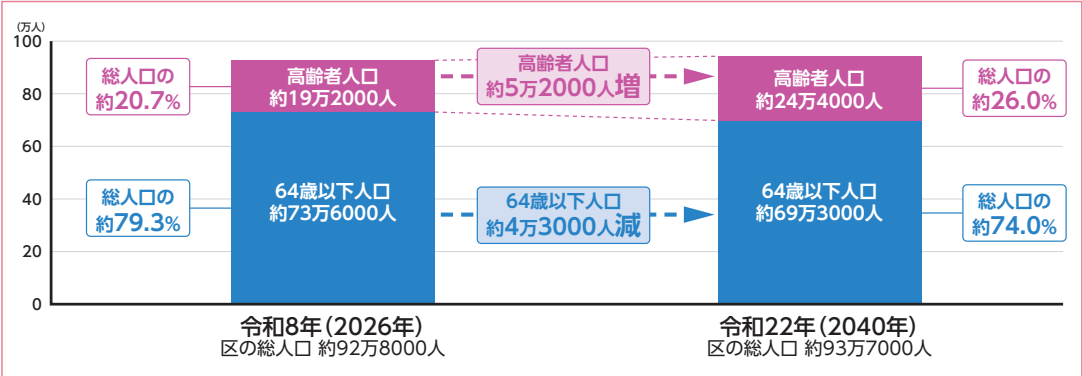
② 現在の高齢者の就労状況

65～74歳(前期高齢者)のうち、仕事をしている、または就労意欲がある人の合計は62.0%となっています。こうした人たちは介護保険認定率も低く、健康で就労意欲も高い状況にあります。

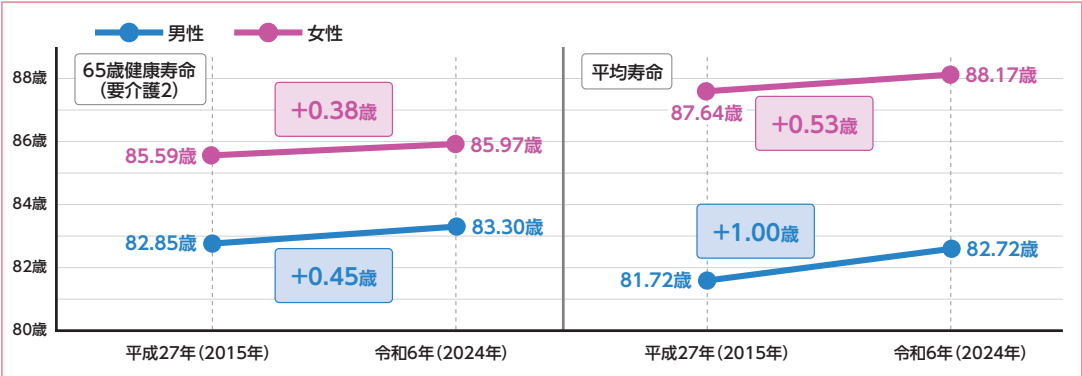
③ 65歳健康寿命(要介護2)と平均寿命の推移

65歳健康寿命(要介護2)とは、65歳の人が必要介護認定を受けるまでの状態を健康とし、それから要介護2以上の認定を受ける年齢を平均的に表した指標です。
これまで着実に延伸していますが、平均寿命の伸びに対して緩やかであり、両者の伸び方には差が見られます。
※平均寿命は、65歳未満の死亡も考慮されるため、場合によっては健康寿命を下回る数値になることもあります。

● 令和8年(2026年)1月と令和22年(2040年)1月の人口比較 ※高齢者＝65歳以上。



● 平成27年(2015年)から令和6年(2024年)までの健康寿命と平均寿命の推移



これらの区を取り巻く状況から、令和22年(2040年)に向けて次の内容について計画目標に反映し、施策展開を行います

- ◆ 介護保険サービスをできる限り使わなくても済むための取組み
- ◆ 高齢者のさらなる社会参加の促進
- ◆ 介護保険サービスを安定的に受けることができるための環境整備

計画目標・重点取組み・施策

基本理念の実現に向け、目指すべき方向性を示す計画目標を3つ定めるとともに、第10期高齢・介護計画を令和22年(2040年)への施策展開の足がかりと位置づけ、本計画期間中における3つの重点取組みを定めます。
認知症施策は重点的に取り組むために、独立して章立てます(詳しくは、本号3面「認知症施策の総合的な推進」をご覧ください)。

GOAL.01 区民の健康寿命を延ばす

高齢者の方が健康であると感じ、いつまでも住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、健康寿命を延伸していきます。

主に、健康づくりと介護予防の一体的な推進に力を入れて取り組みます。

取組み例

高齢者の特性を踏まえた保健事業の推進、介護予防の普及啓発と介護予防事業につなげる取組み

GOAL.02 高齢者がより活躍できる地域づくり

経験や知識を活かし、生きがいを持って地域や職場で全世代を支え、コミュニティをつくるという役割をもって活躍できるよう、高齢者の活動と参加を下支えしていきます。

主に、外出や地域活動参加、就労・就業の促進に力を入れて取り組みます。

取組み例

社会参加促進支援と多様な居場所づくり、就労への動機づけ支援、地域資源と人材を活かした支えあいの仕組みづくり

GOAL.03 安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護人材の確保・育成、定着支援を強化します。
また、積極的に医療・介護の連携に取り組みながら、医療・介護と福祉サービスの確保を図ります。

主に、介護人材の確保、介護サービス事業所の安定経営に向けた支援に力を入れて取り組みます。

取組み例

介護人材の確保及び育成・定着に向けた支援



取組みの効果や進み具合を確認するために

計画体系に沿って、区民の皆さんや社会への効果が表れるまでの時間も考慮して、評価指標を設定します。
また、重点取組みの評価指標、関係する計画目標や取組みの評価指標との関連性を意識します(イメージは次の表のとおり▼)。

計画体系	評価指標の考え方
基本理念	計画期間をまたぐ中長期的な指標
計画目標	
重点取組み（施策）	本計画期間中に達成すべき指標
各取組み	年度ごとの取組みの直接的な成果

波及・連続性



高齢者の幸福度の平均値、主観的健康観、地域活動への参加状況等を指標として設定し、計画の達成状況を評価します。

認知症施策の総合的な推進

近年、MCI（軽度認知障害）の増加や若年性認知症への対応、初期段階に効果のある薬の登場、認知症基本法の施行など、認知症を取り巻く状況は大きく変化し、医療・介護、地域づくり、権利擁護、家族支援など課題は多岐にわたり、認知症施策の重要性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、認知症の人が地域で安心して暮らし続けられるよう、支援や環境整備を総合的に進める体制を明確にし、今後の方向性を示していきます。

取組み例

- 認知症への備えの推進
認知機能チェックを活用した、もの忘れ相談会の実施 等
- 身近な場所での相談体制の充実
もの忘れ相談窓口の周知、職員研修による総合的な相談支援体制の強化 等
- 認知症ケアに資するサービス提供体制の充実
あんしんすこやかセンターと医療機関等の連携体制の構築 等
- 認知症及び認知症の人に対する理解の促進
多世代に向けたアクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)の実施 等

介護保険制度の円滑な運営

①第1号被保険者(65歳以上)の保険料の設定

国の考え方を踏まえ、必要な介護サービス量を見込み、介護保険料を設定します。

②制度の円滑な運営に向けた取組み

介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で支えあう制度です。

区では、介護保険制度の持続可能性を高めるために、制度の適正な運営に努めるとともに、介護サービスの安定的な供給に向けて、次の取組みを進めていきます。

- 給付適正化の推進、制度趣旨の普及
- 低所得者への配慮
- サービスの質の向上と安定的な供給

第10期高齢・介護計画

両計画は、相互に連携しながら「認知症になってからも希望を持って暮らせるまち」の実現を目指します。

第3期世田谷区
認知症とともに生きる希望計画

認知症になってからも、自分らしく活躍する方が増えています。



①宛名用紙を切り取る

②封筒に貼る

③郵便ポストに投函する

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

●この宛名用紙を切り取り、封筒（長辺14～23.5cm、短辺9～12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内）の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。

●本計画（素案）に関するご意見等の提出にのみご使用ください。

●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。

②第3期 世田谷区認知症とともに生きる希望計画(素案)

認知症の本人を中心に、家族・パートナー・地域の方々の声を丁寧に集め、その声をもとに区の認知症施策を総合的に推進するための基本的施策や計画目標等を定める3年間の計画です。

計画期間は、①の計画と同じく令和9年度(2027年度)～11年度(2029年度)です。

基本理念

世田谷区認知症とともに生きる希望条例に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現

施策展開の考え方

条例の基本理念を踏まえ、第1期と第2期計画の内容を引き継ぎながら、認知症施策をさらに深め、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる地域の実現を目指します。

計画策定の背景

国の推計によると、令和12年(2030年)には、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症になると見込まれています。区でも、同年には、65歳以上の認知症高齢者数が約2万8千人(国の推計値)に達すると見込まれ、その対応が喫緊の課題となっています。

こうした背景を踏まえ、認知症の本人や家族・パートナー・地域の方々の声をもとに、本人の活躍の場づくりや支援・連携の充実を図ります。また、関係者の協働により、条例の理念の実現に向けた取組みを推進していきます。

～第3期計画策定にあたり集めた本人や家族、パートナー、地域の方々の声～

…希望のリーフ。様々な人が認知症を“自分事”として考え、自分のこれからの暮らしや大切にしたいこと等の希望を書き留めたもの。

誰かの役に立ちたい、人とのつながりを続けたい

認知症の人が、日々何を想い、考えて暮らしているのかを想像してほしい

症状は人によって千差万別であることを知ってほしい

認知症をオープンにしたなら、周りが理解してくれて楽になった

困ったら助けを求める、頼れる関係が必要



▲希望のリーフを茂らせた希望の木(例/成城あんしんすこやかセンター)

計画目標

基本理念を実現するため、3つの計画目標を定めます。

- ①新しい認知症観の浸透
- ②認知症になってからも希望を持って暮らせる地域の拡充
- ③認知症への備えの定着

5つの基本的施策と主な取組み

基本的施策	主な取組み(★=注力する取組み)
①本人発信・社会参加の推進	●本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充 ●本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり(★) ●本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり
②新しい認知症観への理解を深め、実践につなぐ取組みの推進	●多様な媒体や機会を活かした理解と行動を促す区民への啓発(★) ●次世代が自分事として実践し関わり、学びを深める ●認知症の人への正しい理解と対応力の強化 ●認知症になっても地域で生活を続けられる環境づくりの推進
③認知症への備えと生活支援の推進	●認知症への早期の気づきから早期対応に係る取組みの推進(★) ●日常生活におけるリスクを軽減する取組みの推進 ●介護予防・フレイル予防と連動した取組みの推進
④希望と人権を大切にしたい暮らしやすい地域づくりの推進	●意思決定支援・権利擁護の推進 ●アクションチームの発展とパートナーの意識醸成(★) ●地域のネットワークを活かした地域づくりの推進 ●安全・安心な暮らしを守る取組みの推進
⑤認知症ケアに資する人材育成及びサービス提供体制の充実	●本人や家族への相談支援体制の強化 ●若年性認知症への相談体制の強化(★) ●医療機関・介護事業所等との連携強化 ●本人の希望に寄り添う専門職の質の向上



区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

1 区HP 34610



2 区HP 34867



いただいたご意見等は、計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の方針とともに2月頃に公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

素案閲覧場所 区HP(二次元コード)、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館、1高齢福祉課、2介護予防・地域支援課

対象者 次のいずれかに当てはまる方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③その他本計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出方法 ●区HPから
●1高齢福祉課(FAX03-5432-3085)、2介護予防・地域支援課(FAX03-5432-3085)へ書面(書式自由)を郵送・FAX・持参
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により前記方法による提出が難しい場合は、1高齢福祉課、2介護予防・地域支援課へご相談ください。

記入事項 ①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名
④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

提出期限 9月29日(必着)

スケジュール(予定)	9月	素案の公表・意見募集(9月29日まで)
	令和9年2月	素案に対する意見の公表
	3月	計画の策定

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
世田谷局承認
6121
差出有効期間
2026年
9月30日まで
(切手不要)

1548766
定形郵便物
(受取人)
番27号
行

住所/世田谷区
(差出人) 氏名/
1と2、どちら宛てのご意見・ご提案であるかを☑してください。
☐ 1高齢・介護計画
☐ 2認知症とともに生きる希望計画

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

切取線